

報告第10号

専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月28日提出

南風原町長 城 間 俊 安

記

1 専決処分事項

和解及び損害賠償額の決定について

2 専決処分した理由

法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

平成29年9月22日

南風原町長 城 間 俊 安

- 1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について
- 2 相手方
- 3 事故の概要 平成29年6月5日（月）8時50分頃、町道29号線から本部公園駐車場へ向け方向指示器を出し右折をしようとした。右折先道路の道幅が狭いため、車両を中央線とは反対側に寄せて大回りで右折しようとした。その際に後方車両がこないか安全確認をしなかったため、後方車両の左前バンパーと公用車の右前ドアが接触し、破損した。
- 4 損害賠償額 54,000円